

2019年度自己点検・評価結果及び外部評価結果を受けた改善方針
進捗状況点検と今後の改善計画・報告書

中項目	外部評価コメント	大学評価室評価・提言コメント	対応組織 ()内:管掌副学長	改善方針	進捗状況と今後の改善計画 (2020年10月運営会議確認)
1-1	掲げられている理念・目的は多分に総花的な表現に留まっており、今後、18歳人口の減少が見込まれている中で、他の大学と差別化される本学の個性や特徴をさらに際立たせる努力が期待される。		(杉原副学長) 各学部等将来計画委員会 各学部等教務委員会 広報室 運営会議	1-① 2019年度中に各学部・研究科(以下「各学部等」)の将来計画委員会と教務委員会が中心となり、教育研究上の目的と学位授与の方針を改正する。この改正により、それぞれの教育研究を通して育成する人材像を明示する。	教育研究上の目的改正案は承認済み。学位授与方針は、学部の場合は12月中旬に、研究科の場合は1月中旬をめどに策定予定。【教務】
1-2	大学院の目的が大学院学則に定められているだけで、ホームページなどで特段の公表が行われていないことについては、早急な手直しが期待される。	大学の理念と「建学の精神」、「新潟薬科大学ビジョン」及び「キーとなる能力」との関連性について、現行のホームページ上での掲載にとどまらず、よりわかりやすく社会に公表していくことが求められる。		1-② 2020年度前半に、大学の理念・目的のほか「タグライン」や「ステートメント」、「ビジョン」と「ビジョン実現のために鍵となる能力」、各学部等の教育研究上の目的と3つの方針を効果的に広報するため、広報室がデザインを考案し、ホームページの構成を見直す。	現行版のポリシーについて、年内をめどに効果的なページを作成する。新ポリシーが決定次第、同様に作成する。【入試】
1-2	新潟薬科大学への愛着を醸成する観点、また、学習成果を確保する観点から、単なる公開に留まらず、ガイダンスや初年次教育などを通じて、大学の理念・目的がどのように教育課程に反映されているか、さらに、本学で学ぶ優位性を学生に意識させるための積極的な周知のための活動を行うことが期待される。			1-③ 新入生オリエンテーションや学年別の新年度オリエンテーションにおいて、各学部等教務委員会が、本学の特徴的な教育と教育研究上の目的や学位授与の方針との関係を学生に説明するとともに、各学部等のホームページにわかりやすい説明を掲載する。	2021年度の新年度オリエンテーションにおいて、各学部・研究科において、教育研究上の目的や学位授与の方針との関係を、スライド等を用いて積極的に周知するよう準備する。【教務】 これらをわかりやすく示すページを作成して掲載する。〈1-②〉【入試】
1-3	中期目標・中期計画策定のガイドとなり得るもう少し長い期間を見通した計画の策定が望まれる。	提言:3ヶ年の中期目標・中期計画だけではなく、長期計画とその諸施策の策定が望まれる。		1-④ 2019年度に、学校法人新潟科学技術学園事業に関する中期的な計画策定の一環で5ヶ年間の本学の中期計画を策定し、2020年度から実行する。	2020年度からの5ヶ年の中期計画が開始している。【学事】
2-1	内部質保証のための全学的な方針の策定については、第3次中期目標・中期計画(2018～2020年度)に掲げ2018年度PDCA推進室において方針原案の作成に着手してはいるものの、制定に至っていない。2019年中に大学評価室において原案を作成し、運営会議に諮るとされているが、2020年度までの目標・計画の達成に向けて、2019年度中の早急な策定が望まれる。	内部質保証の方針及び手続を明文化するとともに内部質保証システムを有効に機能させていくことが望まれる。	(杉原副学長) 大学評価室 運営会議 各学部等将来計画委員会 広報室	2-① 本学では、3～5ヶ年の中期目標・中期計画を策定し、設定した目標への到達度を毎年度、担当事務部と担当副学長が主体となり、自己点検・評価を行っている。この自己点検・評価の結果を大学評価室が評価し、その結果を受けて担当事務部と担当副学長が改善し、中期目標・中期計画の達成度を高める仕組みになっているが、この一連の流れを明文化していない。2020年度初めまでに、大学評価室がこの一連の流れを明文化し、教職員の理解促進を図る。	左記一連の流れを内部質保証に関する方針に盛り込む。〈2-②、2-③〉【IR】
2-1	教育研究上の目的及び3つの方針を定期的に検証し、改善に繋げる仕組みの構築が期待される。			2-② 内部質保証に関する方針について、大学評価室が早急に原案を作成し、教育研究評議会の議を経て2020年度初めに決定する。	年内中に内部質保証に関する方針を策定する。〈2-①、2-③〉【IR】
2-3	現時点で未設定の3つの方針(学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針)の定期的な検証がどの学部・研究科においても行われていないので、そのための全学的な基本方針を早急に定め、全学的な方針の下で、学生の学修成果の総括的評価を踏まえて、教育課程を改善していく仕組みの強化が図られることが望まれる。	提言:各学部・学科の3つの方針を策定するための全学的な基本方針が策定されないことには、各部局の3つの方針は定められず、全学的なPDCAサイクルを回すことはできないので、早急に策定していただきたい。		2-③ 教育、学生支援、入学選抜などについて、担当組織ごとに活動の状況や成果を定期的に点検・評価するための基準や観点に基づき、自己点検・評価を行う。この自己点検・評価の結果を大学評価室または各学部等自己点検評価委員会が評価し、その結果を受けて担当組織が改善計画を9月末までに策定し、実施に移す。また、このようなPDCAサイクルの流れを大学評価室が明文化し、教職員の理解促進を図る。	現在の自己点検・評価の仕組みにおいてこれを実施している。この流れの明文化は、内部質保証に関する方針に盛り込む。〈2-①、2-②〉【IR】
2-4		提言:教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等について、大学ホームページの情報公開ページに公表しているものの、情報が得にくいものもある。パナーを有効に活用する等、学外からのサイト閲覧者の利便性が向上するようさらなる工夫が必要である。		2-④ 教育研究上の目的や3つの方針について、運営会議及び各学部等将来計画委員会が主体となり、ステークホルダーや外部有識者の意見を取り入れながら、定期的に点検・評価し、社会の要請に合ったものに改善するよう一連の流れを構築し、2020年度前半に大学評価室がこれを明文化する。 2-⑤ 2019年度末までに、3つの方針を策定するための全学的な指針を策定の上、各学部等の教育研究上の目的と3つの方針の改正を行い、2021年度の新カリキュラムの導入に向けて、各学部等教務委員会が、2020年度にカリキュラム改訂作業を行う。 2-⑥ 2020年度中に、広報室がホームページの構成を見直す。	年内の教育委員会において「3つの方針の定期的な検証の仕組み」について申し合わせを策定する。(定期的=6年に1回)【教務】 3つの方針を策定するための全学的な指針は策定済み。3つの方針は、学部の場合は年内、研究科の場合は1月中旬をめどに策定する。並行してカリキュラムを改正。【教務】〈1-①〉 見直しを行い、年度内に掲載する。〈1-②、1-③〉【入試】
3-1	生命産業創造学科の新設は、文理融合型の人材育成を目指す取組みで注目されるが、現時点で収容定員が満ちていないことは、残念な点である。		(若林副学長) 応用生命科学部将来計画委員会 運営会議	3-① 生命産業創造学科の定員未充足状態の解消に向けて、同学科の在り方を含む抜本的な改革案を検討する必要がある。そこで、同学科に関する現状及び課題、並びに改革案について、応用生命科学部将来計画委員会が検討し、報告書を取りまとめる。その報告を参考に、運営会議が最終的な検討にあたり、2020年9月中旬に改革案を策定する。なお、学部改組等の教育組織の見直しを要する場合には、速やかに理事会に対応を要請する。	計画通り遂行中。【学事】
3-2	全学の教育研究組織の構成の適切性に関して、どのような観点で点検・評価が行われているかについては、必ずしも明確ではないので、大学の理念・目標達成のための教育研究組織編成の基本方針を定め、一定の基本方針の下で整備を進めることが重要である。	2018年度に整備された運営会議を中心とした全学的な内部質保証体制の下、教育研究組織の適切性について、評価方法、基準及び根拠等を明確にして点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に取り組むことが望まれる。		3-② 運営会議が、教育研究組織の適切性について、定期的に点検・評価するための基準や観点等を策定し、自己点検・評価を行う。その結果をもとに、9月末までに改善計画を策定し、実施に移す。	教育研究組織の適切性の点検・評価について、運営会議での議論を受けて、実施体制やプロセスを明文化する。これを受けて、大学評価室において実施要領を定め、(スケジュールは遅れるが)2021年度4月に点検・評価を行うこととする。【IR・学事】
3-2	積極的に進められている教育研究組織の整備について、適切な評価に基づく前向きな改善・向上に向けた取組みが望まれる。	提言:教育研究組織の編成方針を定めて、それに基づいて組織の設置等を行うべきである。方針がないと組織が適切かどうかを合理的に評価できない。また、現行の自己点検評価では、健康・自立総合研究機構や健康推進連携センター等の学部・研究科に属さない組織の適切性の評価は難しいという点も踏まえて、方針に基づいた組織編成が重要となる。仮に大学評価室で教育研究組織の適切性を評価したとして、その上で、改善計画は運営会議でしっかりと練ってほしい。			
4-2	研究科においても、令和2年4月には3つの方針の公表が法令化され義務づけられる状況も踏まえ、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との整合性については、さらなる改善を図り、3ポリシーを内部質保証との関係で機能的なものにしていく必要がある。	提言:教育課程編成・実施の方針の見直しの際には、学位授与方針との一貫性を確保し、学位授与方針達成のために必要な教育課程が体系的に編成されているかどうかしっかりと確認する必要がある。	(杉原副学長) 各研究科将来計画委員会 各学部等教務委員会 教育委員会 FD委員会	4-① 各研究科の教育研究上の目的及び3つの方針について、整合性や一貫性に配慮し、2019年度中に改正する。	3つの方針は、学部の場合は年内、研究科の場合は1月をめどに策定。〈1-①、2-⑤〉【教務】

2019年度自己点検・評価結果及び外部評価結果を受けた改善方針
進捗状況点検と今後の改善計画・報告書

中項目	外部評価コメント	大学評価室評価・提言コメント	対応組織 ()内:管掌副学長	改善方針	進捗状況と今後の改善計画 (2020年10月運営会議確認)
4-3		提言:応用生命科学部のカリキュラムマップにおいて、学位授与方針と各科目の関係が示されているが、教養選択科目で「専門分野の知識・技能の修得」に「特に重要」とされている科目が散見され、また、学位授与に必要な能力との関連がほとんどない(と示される)科目が存在しているため、学位授与方針の見直しの際に、各科目と学位授与方針との関係を十分に精査する必要がある。		4-② 2020年度に行うカリキュラム改訂作業時に、各学部等において輩出する人材像ごとに、その人材が「もつべき能力」を明確にし、この能力の修得に向けた体系的カリキュラムを策定し、カリキュラム・ツリーとカリキュラム・マップを整備する。	カリキュラム・ツリー及びカリキュラム・マップを作成する(1月中旬を目標に)。研究科については、カリキュラムの体系図とカリキュラム・マップを策定。(2-⑤)【教務】
4-3	研究科については、カリキュラムマップが未整備で、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との整合性、一貫性、さらにそれらと授業科目配置の関係は必ずしも明瞭でなく、両方針を踏まえた体系的かつ順次的な授業科目配置について改善を図る必要がある。	研究科では、教育課程の体系的な編成、社会的職業的自立のための教育、授業科目の年次学期配当などに関しては、改善の余地がある。		4-③ 2020年度に行うカリキュラム改訂作業時に、両学部共にCAP制を導入するとともに、1年間に修得する単位数に配慮し、順次性のある体系的なカリキュラムを策定する。	応用生命科学部は既に運用している。薬学部は2021年度から運用を開始する(1月中旬を目標に)。【教務】
4-4	CAP制については、薬学部においては規則で定めず各学年で履修できる科目数を実質的に制限しているとされるが、その詳細は明らかではない。また、応用生命科学部では定められているものの、現行の制限は応用生命科学部で49単位、生命産業創造学科では48単位となっており、単位の実質化の観点からは、見直しが必要である。	両学部共に単位制度の趣旨に沿った学習時間確保の検証が必要であるとともに、学生の資質・能力の向上に資するカリキュラムの開発は途上段階であり、改善が望まれる。		4-④ 教育改革の流れに沿い、2020年度に行うカリキュラム改訂作業時に、「学生が自ら学ぶ能力」を身に付けさせるカリキュラムを導入するとともにカリキュラムのスリム化を図り、学生が自ら学ぶ時間を確保する。	カリキュラム改正の中で行う。(2-⑤、4-②、4-③)【教務】
4-4	応用生命科学部の履修指導について、成績開示時における適切な履修指導には言及されていない。成績開示時は、次学期での履修を考える観点で重要な時期とも言えるので、必要に応じ適切な対応が望まれる。	応用生命科学部及び両研究科では、シラバスに則した授業実施状況の把握が必要である。		4-⑤ 2020年度からの5か年の中期目標・中期計画に、教育の質保証を掲げ、2020年度から計画的に実行する。	済(1-④)【学事】
4-4	各学部・研究科における教育の実施に係る全学的な内部質保証の仕組みについて、充実が期待される。			4-⑥ 学習領域に適した評価が行われていない例や、成績評価の厳格性や客観性が十分に担保されていない授業科目が散見されることから、各学部等教務委員会の主導の下、担当教員が各授業の成績評価基準を明示するとともに、試験問題と模範解答を公開する。	成績評価基準の明示と試験問題模範解答のアップロードについて、教育委員長から要請済みであるが、2020年度前期の状況について、教務課にてチェックを行い、後期についても同様に要請を行う(TPの根拠資料にあげることになっている)。(4-⑦)【教務】
4-5	成績評価(秀・優・良・可)の基準について、全学的に定められたものが見当たらないので、それを早急に定めることが求められる。	成績評価の客観性や厳格性が十分に担保されているとは言えないため、改善が望まれる。		4-⑦ シラバスに則した授業が実施されているかを把握するために、教育委員会が中心となり、既存のCyber-NUPALSの活用を全学的に推進し、FD研修等を通して利用率向上を図る。(評価の視点例「授業内容とシラバスの整合性の確保等」)	FD研修は実施していないが、全学的な活用を促している。2020年度前期の状況について、教務課にてチェックを行い、後期についても同様に要請を行い、さらなる浸透を図る(TPの根拠資料にあげることになっている)。(4-⑥)【教務】
4-5	学生による成績評価の異議申し立てについては、担当教員の裁量を越えた制度の整備と着実な運用体制の確認が求められる。	成績評価結果の異議申し立てに関する方針を明文化し、周知する必要がある。		4-⑧ 2020年度初めに、教育委員会が、成績評価に関する異議申し立ての方針と手続きのプロトコルを策定し、学生に説明する。【教務】	2021年度からの施行を目指し、年内を目標に教育委員会において、規程を作成する。【教務】
4-5		両学部・両研究科共に、学位授与方針に基づいた卒業・修了認定の判定基準が適切に設定・周知されておらず、アセスメントポリシーの設定とその実質的な運用が必要である。		4-⑨ 2019年度に改正する教育課程の編成・実施方針(2021年度実施)にはアセスメントの方法と時期が記載されているが、現行のカリキュラムについては明確ではない。2020年度初めに各学部等教務委員会が、現行カリキュラムに関するアセスメントポリシーを策定し、アセスメントを実施する。	現行カリキュラムについて、ディプロマルーブリック等を用いて、卒業時に評価を行う(年度末に実施することを、1月中旬に機関決定しておく必要がある)。【教務】
4-6	ディプロマポリシーに即した卒業の総括的評価について、現行のアセスメントポリシーにはやや曖昧な部分が認められる。現在薬学部で検討されている指標導入、また、応用生命科学部における同様の仕組みの整備については加速が望まれる。				
4-6	学位授与にかかる総括的な学修成果の把握に関する具体的方法を含めて公表されることが期待される。			4-⑩ 各学部等教務委員会が、教育委員会の支援の下、教育課程・学習成果について、定期的に点検・評価するための基準や観点等に基づき、自己点検・評価を行う。その結果をもとに、9月末までに改善計画を策定し、実施に移す。	全学的に定めた自己点検・評価の基準に基づき点検・評価を行い改善計画を策定中。【教務・IR】
4-6	大学院についても、ディプロマポリシーに即した学習成果の測定に基づく総括的評価の仕組みの早急な整備が求められる。				
4-7	全学的観点から、卒業生に対する社会からの評価、あるいは卒業生による評価などを踏まえて、3ポリシーそのもの見直しを含む教育課程及び内容、方法の適切性についての総括的な点検・評価体制の構築が期待される。	新たに制定された全学的な自己点検・評価体制の下、教育課程編成の適切性について定期的に点検・評価し、改善につなげることが望まれる。			
5-1	学生の受け入れ方針に、「入学前に修得が望まれる知識・能力」の3つの能力について具体的な教科や科目名が示されておらず、基礎学力をどのような基準で判定するのかについては明示されていないので、改善が必要である。	学生の受け入れ方針について、「入学前に習得が望まれる知識・能力」として3つの知識・能力の判定方法が明示されていない、教科や科目との対応関係が明確でないといった問題があり、改善が望まれる。	(杉原副学長) 各学部入試実施委員会 学生支援総合センター 各学部教務委員会 広報室 各学部広報組織 教育連携推進センター	5-① 2020年度初めに各学部入試実施委員会が、各入試区分における調査項目と学力の3要素、学生の受け入れ方針の各項目との関係を明示した表を策定し、公表する。	2021年度入試に向けて、学生の受け入れ方針に付随する表を作成し、公表する。【入試】

2019年度自己点検・評価結果及び外部評価結果を受けた改善方針
進捗状況点検と今後の改善計画・報告書

中項目	外部評価コメント	大学評価室評価・提言コメント	対応組織 ()内:管掌副学長	改善方針	進捗状況と今後の改善計画 (2020年10月運営会議確認)
5-1	研究科において、学生募集要項の出願資格に、入学前の学習歴と学力水準を記載することとしており、また、募集要項の冒頭には、入学受入の方針を掲げ、能力等の求める学生像、並びに入学希望者に求める水準等を示し、選抜方法等と試験内容に判定方法を明示しているが、入学者に求める水準などの判定方法については明示されていないので、改善を進める必要がある。		大学ビジョン推進室 運営会議 各学部等将来計画委員会	5-② 2020年度初めに学生支援総合センターが中心となり、エンrollmentマネジメント(EM)の一環の取組みとして、入学生の高校での学習内容等に関する調査を行う。	2021年度入学生の高校での履修歴(使用教科書や授業で習った範囲等)を調査するアンケートを教務委員会が作成し、入学直後に実施する。【教務】
5-2	入学前の準備教育や初年度に行われているプレイズメントテストなどの結果と、各入試区分や入試科目との関連性を検討し、学生の受け入れ方針に沿った入学選抜が行われているかどうかを点検することが必要である。	両学部推薦入試等の一部入試区分において、「学力の3要素」の一部の評価が不十分なものがあり、2020年度大学入試改革に沿った2021年度入試に向けて改善が必要である。		5-③ 各学部教務委員会が、プレイズメント問題の見直し(客観試験+論述試験)を行い、2021年度の実施に向けて準備する。	読解力や理解力の深度を測り、初年次の教育に反映させるために、プレイズメント問題に論述試験を入れるよう改訂する。【教務】
5-2		提言:入学前教育においては、推薦入学者に対してのみ行われているため、学力の3要素の一つである「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」の醸成が行き届いていない。文科省は、「高大接続」イコール「入試改革」として、「共通テスト」により一定の学力を担保する受験生に対して、各大学のアドミッションポリシーに基づいて学力の3要素を測る試験を行うように通知している。入試成績に対する学力の3要素の基準を早急に設け判断できる体制が必要である。		5-④ 各学部教務委員会が学生支援総合センターと協働して、2020年度に入学準備教育プログラム(学習意欲の向上+既学習・未学習分野の学習の促進)を策定し、2021年度入学生からの実施に向けて準備する。	各学部が敷く体制の下(薬学部:教務委員会、応用生命科学部:入試委員会)、引き続き入学準備教育の充実を図る。【教務】
5-3	2019年度入学試験の実績の入学定員充足率が、薬学部73.3%、応用生命科学部応用生命科学科79%、生命産業創造学科45%、また、収容定員充足率(2018年度)は、薬学部89%、応用生命科学部応用生命科学科91%、生命産業創造学科66%となっており、学部全体の収容定員充足率は漸減傾向にある。また、大学院についても、博士前期課程については、収容定員を上回っているものの、博士後期課程については大幅に下回っている。この状況は、現時点では財務状況の悪化に直接繋がっていないようであるが、自己評価として記されているとおり、早急な改善が望まれる状況である。	両学部における共通の課題として、収容定員に対する在学者数の充足率の不足がある。全国的な18歳人口の減少傾向と新潟県内から首都圏へ学生が流出する傾向に起因する部分もあり、必ずしも大学の制度および募集上の問題に帰結できる課題ではないが、全学的な定員充足に向けた継続的な努力が必要である。		5-⑤ 広報室及び各学部広報組織が連携し、高校生、保護者及び高校教員を対象とした効果的な広報活動計画を2020年度前半に策定し、実施する。(理事長室広報企画戦略グループとも連携する。)	活動計画を策定し、これに基づき対応している。【入試】
5-3	大学の魅力向上に努めるとともに、入学選抜における公正性、さらに今日の高大接続改革の方向性に配慮しながら、新たな入試制度の導入の可能性を積極的に検討するなど、定員充足へのさらなる努力を行うことが望まれる。	提言:私立大学、とりわけ新潟薬科大学における入学選抜において、公平とは、公正とは何かを徹底的に議論し、その延長線上に選抜方法が浮かび上がることが期待される。入試における推薦制を弾力的に使えないか。(例)卒業生の中から、審査により推薦人を委嘱し、この結果と高校3年間の成績、学外活動(地域ボランティアや活動リーダー等)の実績などを、総合的に勘案して合格者を決める等。参考はアメリカアイビーリーグの入学許可者の選定過程。		5-⑥ 教育連携推進センターが、受講生徒の学習意欲や探求力を測定し、形成的評価をする過程を組み込んだ探求型高大連携科目・講座を開設・増設し、薬学や応用生命科学に興味を持つ受験生予備群を増やす。	新規に「課題探求型実験講座」を3月に実施予定であったが、新型コロナウイルス対策で延期。10～11月に開催。【教務】
5-3		提言:定員充足に関する課題は、大学運営会議による議論に基づいて、定員充足を目指した学生募集の具体的な方向性が示され、かつ経営の責任者である法人理事会の同意の下に、学生募集の推進に当たる専門人材の確保や広報・募集活動に対する予算的な措置といった具体的な対応策が説明され、実施されるべきである。		5-⑦ 学部・学科の再編を含めた大学の将来像について、大学ビジョン推進室が具体案を検討し、その結果をもとに運営会議が総合的な検討を行い、策定する。	現在ビジョン推進室にて検討し、都度運営会議に報告し、意見を聴きながら進めている。【学事】
5-3		提言:(学生募集広報の観点から)本学HPのトップページはキャンパスの風景の静止画のみである。トップページからもっと多くのアピールができるように思われる。活動する学生の様子を盛り込むなど、様々な取組みを行う本学の躍動感が伝わるよう検討してはいかかが。		5-⑧ 各学部等入試実施委員会が、各学部等将来計画委員会の検討を踏まえ、学生の受入れについて定期的に点検・評価するための基準や観点等に基づき、自己点検・評価を行う。その結果をもとに、9月末までに改善計画を策定し、実施に移す。	全学の自己点検・評価項目の学生の受入れに関する項目により点検・評価を実施済み。9月中旬に改善計画を策定して実施する。【入試・IR】
6-1	教員組織における各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化などの教員組織の編制に関する方針を早急に策定して、学内で共有を図る必要がある。	本学の理念・目的に基づく教員組織の編制に関する方針や、その方針に基づく編制の適切性の点検・評価のプロセスが定められていないため、早急に策定し、改善につなげるよう整備が望まれる。	(若林副学長) 運営会議 各学部教務委員会 教育委員会 FD委員会 研究委員会	6-① 運営会議が、「教員像及び教員組織の編制に関する方針」に則して、教員組織の適切性について、定期的に点検・評価するための基準や観点等に基づき、自己点検・評価を行う。その結果をもとに、9月末までに改善計画を策定し、当該組織等において改善・向上に取り組む。	全学の自己点検・評価項目の教員組織に関する項目により点検・評価を実施済み。9月中旬に改善計画を策定して実施する。【学事・IR】
6-2	生命産業創造学科の専任教員数は設置基準教員数ぎりぎりであり、その結果、他と比較して専任教員担当率が低いことが認められることから、適切な対応が望まれる。	教員の学部授業の負担の不均衡の傾向は特に薬学部において改善しているとは言えず、さらに委員会活動や学生募集など運営上の負担も大きくなってきていることから、負担の平準化や今ある人的資源の活用について大学として方針を示す時機に来ている。		6-② 教員の採用及び昇任にあたっては、教員像及び教員組織の編制に関する方針に基づき、事務部長の陪席による学長面接を行うなど、同方針に適合した人事を学長が最終的に責任をもって行う。あわせて現行の「新潟薬科大学教育職員の選考に関する規則」の職位ごとの選考基準をより明確化するよう運営会議が検討にあたる。また、女性教員及び外国人教員の採用についても、任期付き教員の検討とあわせて、2020年度中に対応指針等を取りまとめる。	教員の採用及び昇任にあたっては、部長又は担当課長が陪席して対応している。学部の選考基準があいまいなことについては、現在、薬学部では目安表を用いており、応用生命科学部においては現在は策定されていないため、将来計画で案を作成し学長に相談のうえ、1月中旬に策定する。女性教員及び外国人の採用については、教員像及び教員組織の編制に関する方針に掲げた。(採用活動に関して具体的な措置は今後の検討)【学事】

2019年度自己点検・評価結果及び外部評価結果を受けた改善方針
進捗状況点検と今後の改善計画・報告書

中項目	外部評価コメント	大学評価室評価・提言コメント	対応組織 ()内:管掌副学長	改善方針	進捗状況と今後の改善計画 (2020年10月運営会議確認)
6-2	教員の年齢構成は概ね均衡していると認められるが、外国人教員は在籍しておらず、若手(40歳未満)、女性教員比率がやや低いので、今後、教員の多様性確保に留意することが期待される。	提言:設置基準は満たしているため評価上問題になるわけではないが、応用生命科学科の専任教員数が比較的多く、薬学部と生命産業創造学科の教員が比較的小さい点は、本学の財政面を考慮しても何らかの対策が必要なのではないか。生命産業創造学科での必修科目の専任教員担当率が低い点、薬学部での専任教員一人あたりの学生数が多い点などは、すぐにでも解決すべき問題である。このような教員組織の偏りについて、運営会議でしっかりと議論されたい。		6-③ 教員間における授業負担の不均衡がみられることから、状態の改善に向けて、各学部教務委員会及び教育委員会において2020年6月までに精査し、運営会議が最終的な検討にあたり、2021年度授業計画から順次反映させる。	授業負担の不均衡は改善傾向にあるが、授業の割り当ては学部が管理することであるが、大学としても負担の平準化をより一層推し進めるよう学部長に要請した。本件について、継続して状況を把握するために定期的に運営会議に報告することとした。(2020年10月7日開催運営会議)【教務】【学事】
6-3	「新潟薬科大学教育職員の選考に関する規則」には選考手順が示されているが、大学設置基準が職位基準とされている。大学設置基準は、職位に関してはかなり曖昧な基準であることから、公正性確保の観点から、各職位に係る一定程度具体的な基準の設定が望まれる。			6-④ ST比(教員1人当たりの学生数比率)について、学部・学科間で不均衡がみられることから、運営会議が2020年9月までに教員組織の在り方(増員や退職者不補充等)を取りまとめる。	本学のST比に関し、他大学等との比較もあわせて現状確認を行った。現在各学部の定員見直しを含む改組の議論も進められており、それらの議論を踏まえて、引き続きとるべき対応を検討していくこととした。(2020年10月16日開催運営会議)【学事】
6-4	応用生命科学部では教授の11.1%、助教の16.7%、助手の25%がFDに参加していない。FDへの参加が義務化されていることを踏まえ、改善が必要である。	FD活動について、応用生命科学部では、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげるプログラムが乏しく、また両研究科において研究科独自のFD活動が不十分である。研究科独自のFD活動の実施は認証評価機関からの指摘事項でもあるので、研究科の教育プログラムに関する議論等積極的な展開が求められる。		6-⑤ 大学設置基準及び本学の教員像及び教員組織の編制に関する方針に基づき、2020年度以降は全教員が年度内に開催されるFD研修のいずれかに必ず受講するよう担当副学長が促すとともに、年間の受講率を教員ごとに2/3以上とする。さらに受講率の向上を図るため、FD委員会が、本学におけるFDの位置付け、教育能力とは何かを明確にし、全教員で共有するプログラムを実施する。また、受講教員によるアンケートなどからFD研修の有効性を定量的に把握し、提供するプログラムの改善につなげる。	2020年度から担当副学長に代わり、新設の全学FD委員長が全員参加を促している。引き続き、教員ごとの受講率2/3以上を目指す。全学委員会に統合されたが、各学部、各研究科のFDの開催は必須であるので、それぞれ最低1回は実施する。また、毎回アンケートをとり、プログラムの有効性を検証する。【教務】
6-4		提言:集合型FD研修に、年に一度も参加しない教員がいるのは非常に問題である。本学におけるFDの位置付け、教育能力とは何かを明確にし、全教員で共有することが重要である。また、受講教員によるアンケートなどからFD研修の有効性を定量的に把握し、提供するプログラムの改善につなげることが望ましい。		6-⑥ 教員の教育研究上の業績等の公表義務について、公表に向けた指針等を策定の上、一定の項目については自動公開設定とする等の対応を取るべく、運営会議が研究委員会等の意見を聴いて検討し、2020年7月までに公表を行う。	教員の研究業績の公表の一定のルールを示した指針を運営会議において策定し、年内中に全教員に周知し、全教員が広く公開するようにする。【基盤】
6-4	教員の教育研究上の業績等は一般に公表されており、ホームページ上で閲覧できるが、必ずしも100%の教員が公表するに至っていないので、公表の義務化の徹底に向けて、組織的な指針を設定することが期待される。	教員の業績の公表について、一部業績を公表していない教員が散見されるため、公表の義務を改めて認識させ、一定の項目については自動公開設定するなど組織的な対応が必要である。			
7-2		退学・留年・休学の主な要因の一つと考えられる成績に問題を抱える学生に対する指導・支援は喫緊の課題であるので、効果的かつ組織的な対応が急がれる。	(杉原副学長) 学生支援総合センター ハラスメント防止委員会	7-① 学生支援総合センターが中心となり、学習に問題を抱える学生やその予備群に対し、定期的な面談により状況を確認し、原因分析や問題解決に向けて検討する。	定期的な面談という手法に拘らず、学業不振への対処法について、検討に着手し2021年度からの実施を目指す。【支援】
7-2	ハラスメント防止等についても、規程は定められているものの現実への対応のフローは未整備で、事例発生を待つのではなく、現実に対応可能なマニュアルなどの整備が期待される。	ハラスメント防止に関しては、ハラスメント防止委員会規程を定めてはいるものの、相談後の具体的な手続きから調査、処分に至るまでのフローは明文化されておらず、また関連諸規程を定める本学園法人本部との連携体制にも改善の余地がある。ハラスメント防止の啓発活動も十分とは言えないので、更なる整備が必要である。		7-② ハラスメント防止委員会が主導して、現実の対応のフローを明確にし、学生・教職員に周知するとともに、マニュアルを作成する。	相談員のマニュアルは完成したが、まだ相談から調査、理事長の決定までの対応フローはできていないので、年度内に全体のフローを作成し、HP等に公表し学生に周知する。(法人の協力を仰ぐ?)【支援】
7-2		提言:学生生活実態調査をはじめ現在も各種アンケートが実施されているが、実施するだけではなく、その結果を学生にフィードバックし、教育や学生支援の改善につなげることが重要である。		7-③ 学生支援総合センターが、学生支援の適切性について、定期的に点検・評価するための基準や観点に基づき、自己点検・評価を行う。その結果をもとに、9月末までに改善計画を策定し、各部門において改善・向上に取り組む。	全学の自己点検・評価項目の教員組織に関する項目により点検・評価を実施済み。9月中に改善計画を策定して実施する。【支援・IR】
7-3	学生相談部門では学生への対応の適切性について、定期的に打合せを行い、情報共有を図っているが、他の部門では特段の活動は行われておらず、改善・向上に繋げる取組みとしては、不十分である。学生支援の課題は、多様な学生の個別のニーズに対応する様相が大きいので、学生支援総合センターの各部門などで細かな点検・評価を行い、それを改善に繋げていく取組みの強化が重要である。	学生支援の体制や各支援活動の評価基準等が明確でないため、アセスメントの方法を設定の上点検・評価し、各部門の活動の改善につなげることが望まれる。			
7-3	学生支援の課題は、多様な学生の個別のニーズに対応する様相が大きいので、学生支援総合センターの各部門などで細かな点検・評価を行い、それを改善に繋げていく取組みの強化が重要である。				
8-1	中期目標に即して、「教育研究等環境の整備に関する方針」を策定・周知することを2018年度の実行プランとしているが、未だその策定には至っていない。「方針」の策定周知に係る実行プランの目標年度を改めて検討し、2020年度までに間に合うよう早急な「方針」の策定・周知が望まれる。	教育研究活動の実施に必要な施設・設備の整備及び教育研究活動の支援には概ね適切に取り組んできているが、各種取り組みを統制する全学的な方針の策定が未了であるので、早急に策定し、方針に沿った取り組みを展開していくことが必要である。	(田中副学長) 運営会議 研究委員会 学生支援総合センター 国際交流委員会	8-① 2020年1月に「新潟薬科大学教育研究環境の整備に関する方針」が制定されたことを受け、本方針の全学的な周知及び実行プランについて検討を進める。	方針に定められた整備計画について、法人の事業に関する中期計画の期間に合わせ、2024年度までの中期計画を策定することとし、基盤整備課にて原案を策定し、運営会議を経て教育研究評議会に諮る。【基盤】

2019年度自己点検・評価結果及び外部評価結果を受けた改善方針
進捗状況点検と今後の改善計画・報告書

中項目	外部評価コメント	大学評価室評価・提言コメント	対応組織 ()内: 管掌副学長	改善方針	進捗状況と今後の改善計画 (2020年10月運営会議確認)
8-2		提言: グループ学習に対応した学習環境、施設が十分ではないと思われるので、図書館等にラーニング commons の整備を検討されたい。		8-② グループ学習に対応した学習環境の整備について、自習スペースの確保やラーニング commons の設置を含め、財務状況を踏まえ、全学的に検討を進める。	図書館においてラーニング・commons に関する調査を行い、運営会議に報告した。その結果を受けて、運営会議において、協議した結果、カフェテリア等既存の学習スペースがラーニング・commons としての機能を有する、または持たせることができると判断した。また、学習スペースが不足しているという学生の声を解消するために、学習スペースと公認する場所を拡げ、2021年度学生便覧から掲載する等、学生の認知を図ることとした。(2020年10月16日開催運営会議)【図書館】【支援】
8-2	ハラスメント等の人権侵害の防止や教職員に対する情報倫理の確立など、今日の大学環境の中で重要なポイントの整備が遅れていることは気になる点であり、そのような項目を含め「方針」を定めて、実効的な対応が行われることが期待される。	教職員に対する情報倫理教育にも適切に取り組むことが望まれる。		8-③ 教職員に対する情報倫理教育について、「新潟薬科大学教育研究環境の整備に関する方針」の下、eラーニング等も含めた検討を行い実施する。あわせて、その他のSD・FD研修等の資料・映像のeラーニング教材としての活用について検討する。	教職員向けの情報倫理教育は、年内中に実施要領を固め、2月までに実施する。SD・FD研修の動画資料等のコンテンツの共有について、Microsoft Teams を利用した方法を検討中。【基盤】
8-2		提言: 情報倫理の教育について、教職員対象の研修を、最低1年に1回は開くべき。欠席者にも対応できるよう、研修の映像記録を学内ネットを利用して自己研修できる環境を整えるのも一方法である(他のSD・FD研修についてもEラーニング教材として蓄積して活用できないか)。		8-④ 各教員の研究時間の確保に向けた方策について、運営会議の下、全学的な検討にあたり、若手教員を対象とした対策を各学部等の協力を得て実施する。教員の海外研修の推進についても、運営会議が各学部等や国際交流委員会の意見を聴いて、体制を整備する。	運営会議における検討にあたり、まずは本学の研究時間の実態について、年度内に調査し、その上で必要な方策を検討することとした。あわせて教員の海外研修制度は整備されたが、活発化していないことから、同調査においてサバティカルによる海外研修の意欲も聴取することとした。また、若手教員の研究を奨励するため、委員会業務負担について配慮することを全学的な方針として運営会議として示し、各学部においては、来年度の見直しの結果について、運営会議に報告することとした。(2020年10月16日開催運営会議)【学事】【基盤】【IR】
8-4	研究推進に関する施策は一部実施されているものの、全体的には限定的と言わざるを得ず、研究推進についての基本方針を早急に策定して、方針に則った戦略的な体制整備が望まれる。	教育研究活動を支援する体制については、競争的資金獲得のための様々な支援策を検討・実施しているのに加え、TA・RAの運用面での支援を行っている点は評価できるが、今後は各教員の研究時間の確保に向けた部局及び全学的な対策の実現に期待をしたい。		8-⑤ 2019年10月に制定された「新潟薬科大学研究推進に関する基本方針」の下、本学を特色づける先端的かつ独創的な研究課題を重点的に支援する「重点研究推進プログラム」及び科研費に応募した研究課題で不採択となった若手研究者の研究活動を助成する「科研費リトライ支援プログラム」を導入した。今後も学内共同研究の推進や競争的資金獲得に対するインセンティブの充実、科研費等の採択件数増加に向け、継続的に検討・実施する。	導入した「重点研究推進プログラム」「科研費リトライ支援プログラム」について、2020年度運用方法を見直しして継続している。一例として科研費採択件数増加のために、新潟大学のURAのRETOPIに加盟し、「サクッとセミナー」や「科研費申請書類アドバイス制度」等の活用を促している。【基盤】
8-4		提言: 科研費に応募しない教員に対する措置、働きかけは必要ではないか(配分研究費の削減などのペナルティも考慮にいられてよいのか)。			
9-3		社会貢献・連携に関する取組みを定期的に評価する仕組みが未整備であるため、適切に運営されているかの検証が不十分となっている。適切な評価方法、基準、ガバナンス体制の早急な整備が期待される。	(伊藤副学長) 地域連携推進室	9-① 地域連携推進室が、社会貢献・連携に関する取組みを定期的に点検・評価するための基準や観点等に基づき、自己点検・評価を行う。その結果をもとに、9月末までに改善計画を策定し、実施に移す。	全学の自己点検・評価項目の社会貢献・連携に関する項目により点検・評価を実施済み。9月中旬に改善計画を策定して実施する。【東・IR】
10-1-1	可及的速やかに「大学運営に関する方針」を策定し、一定の方針に則った戦略的かつ計画的な大学運営が実現することが期待される。	大学の理念・目的、中・長期計画を推進するための組織は確立されているが、その大本となる運営方針が明確に明文化されておらずその制定が望まれる。	(若林副学長) 運営会議 防災安全委員会	10-1-① 2020年1月に制定した「新潟薬科大学大学運営に関する方針」及び内部質保証体制の下、戦略的かつ計画的な大学運営に取り組む。また、理事会と大学の役割分担を踏まえながら、大学においては、各種の改革案について、運営会議を中心に検討にあたり教育研究評議会に附議し、その結果が理事会において検討されるよう要請していく。	現在改組案について大学ビジョン推進室の検討を踏まえ、運営会議及び教育研究評議会の審議を経て、9月に理事会に提案できるよう進めている。【学事】
10-1-1		提言: 苦境を乗り越え、大学を発展させていくためには、適切なリーダーシップのもと、本学の方向性を定め、一丸となって邁進していく必要がある。そのための核となる運営方針を早急に明文化すべきである。		10-1-② 運営会議が法人本部と連携し、本学が加盟する日本私立大学協会が提示する「私立大学版 大学ガバナンス・コード」の本学版の策定について、検討する。	年内の策定を目指し、対応中。【学事】
10-1-2	大学版の危機管理マニュアルは未整備であり2019年度中の整備と、実践的な訓練などの実施が望まれる。	地震や水害などが多い新潟地域に存在する大学として、予期せぬ災害に迅速に対処できるような統一した危機管理ガバナンスや行動マニュアルの整備、それに基づく行動訓練の実施が望まれる。		10-1-③ 危機管理(学生の安全・安心対策、減災・防災対策、ハラスメントをはじめとする人権侵害の防止対策、情報セキュリティ対策など)体制及びマニュアルについて、関係委員会等における検討を経て、運営会議が2020年度中に完成させる。	年内の策定を目指し、対応中。【学事】 【基盤】
10-1-2		提言: 現在検討されている大学版危機管理マニュアルには、自然災害、健康危機、重大事故への対応のほか、大学の社会的な信用を損なう不祥事・犯罪等への対応についても整理しておく必要がある(今の学園の危機管理マニュアルにはその視点がない)。		10-1-④ マニュアルに基づく訓練のうち、防災訓練については継続的に毎年度実施することとし、防災安全委員会が準備にあたる。	防災訓練は2020年度も計画していたが、新型コロナウイルス感染症対策のために実施を見送ることとした。1年次生に対しては、集合訓練のほかの方法で、災害時の対応について改めて周知する。【基盤】
10-1-4		提言: 私立大学等改革総合支援事業の項目等に関しても、単に点数を取るためではなく、文科省の意図を把握した上でその後の展開まで考えて実行するのが良いと思われるため、文科省の示す「ポンチ絵」が読み取れ、内容を提言できる人材の育成・確保が望まれる。		10-1-⑤ 私立大学等改革総合支援事業等の設定項目を本学の教育改革に活用するため、運営会議が検討にあたり、2020年9月までに2019年度設定項目の要件を満たすべく各担当組織において取り組む。また、別途公表される2020年度設定項目についても、達成に向けて積極的に取り組む。	改善計画に沿って各部署において取り組んでいる。【学事】

2019年度自己点検・評価結果及び外部評価結果を受けた改善方針
進捗状況点検と今後の改善計画・報告書

中項目	外部評価コメント	大学評価室評価・提言コメント	対応組織 ()内:管掌副学長	改善方針	進捗状況と今後の改善計画 (2020年10月運営会議確認)
10-1-6	大学運営の改善・向上のための点検・評価の観点では、監事監査とは別に、大学全体の運営に関する内部質保証の取組みが重要となる。そのような取組みは、別途行われていると思われるが、本項目においても、その観点からの自己点検・評価の実施が望まれる。			10-1-⑥ 運営会議が、大学運営の適切性について、監事監査とは別に、本学独自に、定期的に点検・評価するための基準や観点に基づき、自己点検・評価を行う。その結果をもとに、9月末までに改善計画を策定し、実施に移す。 10-1-⑦ 本学の教員像と教員組織の編制に関する方針に基づき、各教員が在学生の師となり鏡となるよう絶えず希求するとともに、大学執行部である運営会議では、教職員からの意見や要望を広く聴く機会を設けることにより、大学の一層の発展と明るく開かれた学風を築く契機とする。	全学の自己点検・評価項目の大学運営に関する項目により点検・評価を実施済み。9月中旬に改善計画を策定して実施する。【学事・IR】 学長(大学執行部)と教員の懇談の場を、今年度内に最低一度は設ける。あわせて、学生と学長(又は学部長)との懇談についても、今後検討していく。【学事】
10-2-1	公認会計士等の専門家の意見を参考にするなど、早急な中・長期の財政計画の策定は必須である。	最も根幹をなす経営方針(3校統合や財政収入など)の問題が解決されていない。入学者数の減少など予想が困難な状況であるが、早急な大学運営のポリシーの整備や大学としての意思の統一が必要である。	(若林副学長) 運営会議 大学ビジョン推進室 研究委員会	10-2-① 支出予算の緊縮策は、全ての学部・学科における入学者の漸減に対応させた財務の健全化に必要な施策であり、2020年度当初予算までに、予算規模の適正化を集中的に実施するものである。ただし、この施策によって、教育・学生支援の低下を招かないよう留意する。	2020年度予算要求方針を策定し、また理事会の予算編成方針に従い、奨学事業を減額の対象から除外するなど教育・学生支援の低下を招かないよう配慮して、執行している。【学事】
10-2-2	現時点の科学研究費などの獲得額は必ずしも十分とは言えない状況にあり、充足した科学研究費が得られるようさらなる獲得への努力が期待される。	予算削減の方向のみに向きがちなことも懸念材料である。		10-2-② 財務基盤の強化策(学部の改組や学科等の名称変更、収容定員及び教員数の適正化、系列校との連携、並びに既存の人的資源及びキャンパスを活用した新学部の設置)について、運営会議が大学ビジョン推進室等に具体案の検討を求め、その結果をもとに取りまとめ、2020年9月末までに理事会に提案する。	計画のとおり進行中。【学事】
10-2-2	大学としての長期的な計画の策定、中長期的な財政計画の策定は急務である。	提言: 苦しい財務状況にあって、打つ手が見えてこない。取りあえずの緊縮策を取っているだけでは、苦境の打開にはつながらず、中長期の見通しが立たない。		10-2-③ 3校統合計画の推進について、運営会議が大学ビジョン推進室等の意見を聴いて検討し、特に医療系で連携が比較的容易である新潟医療技術専門学校との関係構築に向けた対応策を、2020年9月末までに理事会に提案する。	上記同様計画のとおり進行中。【学事】
10-2-2		提言: 「入りを量りて、出ずるを制す」の具体的な方策の策定は喫緊の課題である。		10-2-④ 外部資金獲得の一環として、2020年度科学研究費の申請件数及び採択件数の向上を図るため、教員へのサポートや、申請促進に向けた施策について研究委員会が検討し、実施に移す。	科研費採択件数増加のために、RETOPに加盟し、新潟大学のサクッとセミナーや科研費申請書類アドバイス制度等の活用を促している。【8-⑤】【基盤】
10-2-2		提言: 近年の収入減少傾向から収入面の大きな改善は期待できないが、少しでも大学の収入に寄与するため、施設貸出の完全有料化の検討が必要ではないか。地域貢献の視点から現在大学施設を無償で貸出しているケースが多いが、他大学における施設貸出の状況、本学の水道光熱費や大学全体の収支等を勘案すると適切ではないと考える。		10-2-⑤ 2020年度私立大学等改革総合支援事業等の申請による教育改革及びタイプ1の選定による補助金収入の向上を図るため、運営会議を中心に関係委員会等と検討し、可及的速やかに実施に移す。 10-2-⑥ 施設貸出の完全有料化について、運営会議が検討し、2020年度中に検討結果を取りまとめる。	改善計画に沿って各部署において取り組んでいる。【学事】 現在法人本部と基盤整備課で規程の改正案を作成しており、年度内に理事会の承認を得る予定。【基盤】